

学 校 ふ る さ と

応 援 寄 附 金

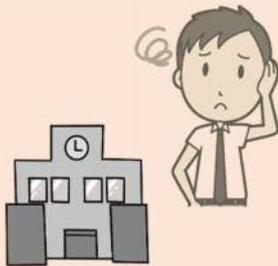
お待ちしております！

☆ 学校ふるさと応援寄附金とは？

川崎市では、「川崎市ふるさと納税」として、生まれ育った地域などに寄附金というかたちで応援していただく、ふるさと納税制度を活用し、寄附を募っております。

現在、「川崎市ふるさと納税」の選択メニューとして「学校ふるさと応援寄附金」を設置しております。お申出の際にご希望の学校を指定することができ、寄附金を活用して、指定された各学校における課題の解決や独自の取組をより進めてまいります。

たとえば・・・



最新教材を子どもたちに使わせたい！

壊れている看板を修理したい！

こんな時、寄附金を活用して、子どもたちの

教育環境がより充実したものになるよう、

備品の購入や修繕などを行い、各学校に

おける課題の解決や独自の取組をより

進めてまいります。



☆ 寄附の方法

- 1 「川崎市ふるさと納税申出書」を下記ホームページよりダウンロードし、必要事項をご記入の上、郵送またはFAX、Eメールにてお申し込みください。

※寄附申込書の郵送も行いますので、裏面の問い合わせ先にお気軽にお尋ねください。

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000105086.html>

川崎市 学校ふるさと



《送付先》

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

川崎市教育委員会事務局庶務課経理係宛

《FAX 番号》

044-200-3950

《Eメール》

88syomu@city.kawasaki.jp

QRコードはこちらです



- 2 上記の申出書にて、選択された支払方法で手続きを行ってください。

○お振込みの場合

寄附の申込が確認でき次第、納付書を送付いたします。所定の金融機関（銀行、郵便局等）でお振込みをお願いいたします。

○現金持参の場合

上記送付先まで、現金をご持参ください。

☆ Q & A

Q. 対象の学校はどこですか。

A. すべての市立の学校が対象で、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、いずれも指定可能です。

Q. 特別支援学級も指定できますか。

A. 特別支援学級のある小中学校への寄附をしていただき、特別支援学級での活用については、本市の判断にお任せいただくこととなりますが、ご意向はお伺いさせていただく予定です。

Q. 複数校に寄附をすることは可能ですか。

A. 可能です。申込書に希望する学校名を複数ご記入ください。

Q. 寄附者が寄附金の活用方法まで指定することはできますか。

A. 原則として、学校の判断で、必要としている消耗品、または備品の購入の他、修繕や校舎等の工事に活用させていただきます。

なお、必要に応じて寄附者のご意向をお聞きします。

Q. P T Aや同窓会等として寄附することは可能ですか。

A. 可能です。

ただし、個人としての寄附にはならないため、団体を構成する個人の寄附金の控除は不可となりますので、ご注意ください。

Q. 寄附回数に制限はありますか。

A. ありません。

☆ 税金控除制度について

川崎市など地方自治体に対する寄附を行った場合、寄附金のうち2千円を超える部分について個人住民税及び所得税の寄付金控除の適用を受けることができます。

寄付金控除を受けるには、川崎市から送付いたします寄附金の受領を証明する書類等を添えて、最寄りの税務署で所得税の確定申告を行うか、寄附した自治体へワンストップ特例申請書を提出する必要があります。

みなさまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

〈川崎市ふるさと応援寄附金「学校ふるさと応援寄附金」に関すること〉

川崎市教育委員会事務局庶務課

Tel 044-200-3261 Fax 044-200-3950

Eメール 88syomu@city.kawasaki.jp

〈税控除について〉

川崎市財政局税制課

Tel 044-200-2192 Fax 044-200-3906

Eメール 23zeisei@city.kawasaki.jp